

### (役員職務)

- 第7条 1. 会長は、協会を代表し、会務を総理し、会議を招集する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるとき、その職務を代理する。  
3. 理事は、会長及び副会長とともに理事会を組織し、会務の執行にあたる。  
4. 監事は、協会の会計及び事務を監査する。  
5. 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

### (委員会の設置)

- 第8条 1. 協会は必要に応じ委員会を設置することができる。  
2. 委員長、副委員長は、会長が理事のなかから任命する。  
3. 委員は個人会員によるものとする。

### (会議)

- 第9条 1. 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。  
2. 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。  
3. 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めるときに開催する。  
4. 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (総会)

- 第10条 総会は、次に掲げる事項を審議し、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。  
(1) 予算及び決算に関すること。  
(2) 事業計画及び事業報告に関すること。  
(3) 会則の改正に関すること。  
(4) 役員を選任に関すること。  
(5) その他会長が必要と認めた事項。

### (理事会)

- 第11条 1. 理事会は、次に掲げる事項を審議する。  
(1) 総会に付議すべき議案に関すること。  
(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。  
(3) 総会の議決を要するもので、緊急を要し、総会を招集する期間がないと認められる事項。ただし、この場合には、事後の総会に報告し、承認を受けるものとする。  
(4) その他総会の議決を要しない会務の執行等に関すること。  
2. 会長は、特に緊急の必要により会議を開催する期間がないとき、又は軽微な事項については、持ち回りの方法により、各理事の表決を求めることができる。